

議案第16号

木津川市公民館条例の一部改正について

木津川市公民館条例（平成19年木津川市条例第90号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

南加茂台公民館において、施設の貸出し実態に合わせて「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第228条第1項の規定により当該施設の使用料を明記するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市公民館条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公民館条例（平成１９年木津川市条例第９０号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用料） 第９条 利用者は、<u>別表第１</u>に定める使用料を前納しなければならない。 （使用料の減免） 第１０条 市長は、<u>別表第２に定める施設使用料減免基準に基づき</u>使用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料） 第９条 利用者は、<u>別表</u>に定める使用料を前納しなければならない。 （使用料の減免） 第１０条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>（１） 木津川市内在住者によって構成される団体が社会教育学習を行う場合</u> <u>（２） 市が主催する会議及び事業</u> <u>（３） 木津川市内の単位地域（区・市）の用に供する場合</u> <u>（４） 市外機関、団体が主催する事業で市及び教育委員会が共催し、又は後援する場合</u> <u>（５） 市以外の官公署が、その主たる目的のために直接行う会議等に利用する場合</u>

別表第 1（第 9 条関係）

1 木津川市瓶原公民館

区分	使用料
会議室大	1 時間 <u>当たり</u> 2 0 0 円
会議室小	1 時間 <u>当たり</u> 1 0 0 円
和室	1 時間 <u>当たり</u> 2 0 0 円
料理室	1 時間 <u>当たり</u> 1 0 0 円

備考 （略）

2 木津川市南加茂台公民館

区分	使用料			
	午前 9 時～正 午	正午～ 午後 5 時	午 後 5 時 ～ 午 後 1 0 時	午 前 9 時 ～ 午 後 1 0 時
大ホール	(略)			

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があ
ると認める場合

別表（第 9 条関係）

1 木津川市瓶原公民館

区分	使用料
会議室大	1 時間 <u>あたり</u> 2 0 0 円
会議室小	1 時間 <u>あたり</u> 1 0 0 円
和室	1 時間 <u>あたり</u> 2 0 0 円
料理室	1 時間 <u>あたり</u> 1 0 0 円

備考 （略）

2 木津川市南加茂台公民館

区分	使用料			
	午 前 9 時 ～ 正 午	正 午 ～ 午 後 5 時	午 後 5 時 ～ 午 後 1 0 時	午 前 9 時 ～ 午 後 1 0 時
大ホール	(略)			

	冷暖 房費	1時間 <u>当たり</u> 5 0 0 円
和室大		1時間 <u>当たり</u> 2 0 0 円
和室小		1時間 <u>当たり</u> 1 0 0 円
集会室 1		1時間 <u>当たり</u> 1 0 0 円
集会室 2		1時間 <u>当たり</u> 1 0 0 円
<u>集会室 3</u>		<u>1時間当たり 1 0 0 円</u>
料理室		1時間 <u>当たり</u> 2 0 0 円
<u>工作室</u>		<u>1時間当たり 1 0 0 円</u>
<u>トレーニング ルーム</u>		<u>1時間当たり 1 0 0 円</u>
冷暖房費 大ホール以外 の施設		1時間 <u>当たり</u> 2 0 0 円

備考 (略)

別表第 2 (第 1 0 条関係)

	冷暖 房費	1時間 <u>あたり</u> 5 0 0 円
和室大		1時間 <u>あたり</u> 2 0 0 円
和室小		1時間 <u>あたり</u> 1 0 0 円
集会室 1		1時間 <u>あたり</u> 1 0 0 円
集会室 2		1時間 <u>あたり</u> 1 0 0 円
料理室		1時間 <u>あたり</u> 2 0 0 円
冷暖房費 大ホール以外 の施設		1時間 <u>あたり</u> 2 0 0 円

備考 (略)

施設使用料減免基準

<u>事業運営の区分</u>	<u>利用者区分</u>	<u>減免率</u>	<u>備考</u>
<u>市又は市の執行機関たる委員会等が行う事業</u>	<u>市、教育委員会等</u>	<u>100%</u>	<u>※冷暖房費、ガス・水道使用料は、100%減免</u>
<u>市又は市の執行機関たる委員会等が属する広域団体等が行う事業</u>	<u>相楽郡等</u>	<u>50%</u>	<u>※冷暖房費、ガス・水道使用料は、減免しない</u>
<u>市内の区・自治会等の住民団体が行う事業</u>	<u>自治会等</u>	<u>100%</u>	

<u>市又は教育委員会に登録された音楽芸術、社会福祉、社会教育、関係団体が行う事業及び市又は市の執行機関たる委員会が後援する事業</u>	<u>市内団体の場合</u>	<u>50%</u>
	<u>市内の社会教育、文化団体等の上部又は広域団体の場合</u>	<u>30%</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 1 6 号 木津川市公民館条例の一部改正について	
担 当 課	社会教育課 生涯学習係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	南加茂台公民館において、施設の貸出し実態に合わせて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 8 条第 1 項の規定により当該施設の使用料を明記するものです。	
提案に至るまでの経緯	・南加茂台公民館で運用実態の把握 ・課内で検討を行い、改定案を策定 ・社会教育委員会（1 月 2 4 日） ・教育委員会（1 月 2 9 日）	
市 民 参 加 の 状 況	☒ 有 ☐ 無	
	・教育委員会及び社会教育委員会で審議	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	5 文化
	施 策	① 生涯学習 ア. 生涯学習の充実と施設環境の整備
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	利用者への活動の場の確実な提供につながり、生涯学習の推進を図ることができます。	